

# 川辺小学校・いじめ対応マニュアル

## 1 「いじめ」とは

### **いじめの定義**

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。起こった場所は学校の内外を問わない。  
(文部科学省 平成19年1月)

※「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

### **いじめの態様**

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇仲間はずれ、集団による無視。
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## 2 いじめ発見のポイント

### **いじめ発見のチェックポイント**

#### □登下校時

- ・遅刻・欠席が増える
- ・始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ・教職員と視線が合わず、うつむいている。挨拶しなくなる。
- ・特に用事もないようなのに、教職員に近づいてくる。
- ・一緒に登校する友だちが違ってくる。

#### □朝の会

- ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- ・元気がなく、表情がさえない。
- ・頭痛、腹痛、吐き気等を訴える。
- ・担任が教室に入ってから、教室に入る。
- ・欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。

#### □授業中

- ・保健室、トイレに行くようになる。
- ・忘れ物が目立つ。

- ・決められた座席と違う場所に座っている。
- ・周囲の子が机、いすを離して座ろうとする。
- ・教科書、ノート等に落書き、汚れがある。
- ・正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- ・他の子から発言を強要される。突然個人名を出される。
- ・球技の際にパスされなかったり、逆にパスが集中したりする。

□休み時間・給食時・清掃時

- ・給食・弁当を一人で食べるが多い。
- ・一人であることが多く、集団の行動を避けるようになる。
- ・遊びと称して、友だちとふざけ合っているが、表情がさえない。
- ・掃除が終わっているのに、後片付けを一人でしている。

□帰りの会、下校時

- ・用事がないのに、教師や職員室の周りにいる。
- ・靴や傘などが紛失する。
- ・帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。
- ・配布したプリントが特定の子に渡らない。
- ・あわてて下校する。または、いつまでも学校に残っている。

## いじめ問題への対応の基本

〔さ〕 最悪の事態を想定して

〔し〕 慎重に

〔す〕 素早く

〔せ〕 誠意を持って

〔そ〕 組織的に対応する

### 3 いじめ発生への対応

#### (1) いじめられている子への対応

##### 【変化に気づいたとき】

- やさしく自然な声かけをする。「最近何か変わったことないか。」「悩み事はないか。」
- その子と会う機会や過ごす時間をとる。

##### 【相談するとき】

- 個別に話しやすい場所で行い、秘密にすることを伝える。加害者に気づかれないように。
- 全てを受け入れる姿勢で、親身になって聞く。「君にもいけないことがある」「気にしすぎない方がよい」などと指導を入れない。
- 時間をかけてじっくり事情を聞く。
- 相談にくるまでの苦悩を理解し、相談したことへのねぎらいの言葉をかける。
- 担任が相手をしにくい場合は、養護教諭や心の相談員など他の教師に話を聞いてもらう。
- 話を聞きながら、「あなたを絶対守る」というメッセージを伝える。一度担任不信を招くと

関係を修復することは難しい。勇気を出して相談しているのだという気持ちで話を聞く。

#### 【実態把握】

- 実態と構造を詳しく聞く。5W1Hを丁寧に確認。自分はどのようにしたのか。親に相談したのか。
- 他の教師にも情報を教えてもらう。専科、心の相談員、保健室、事務室等。
- 記録をとっておく。

#### (2) いじめられた子の保護者への対応

- 保護者との相談の場合は、複数の教師で対応する。
- 保護者の言い分を共感的に受け止める。
  - ・事実関係を正確に知らせ、保護者の考えを聞く。
- 学校の全職員が協力して、いじめをなくす努力をすることなどを具体的に説明する。
- 誠意ある対応に心がける。
  - ・いじめの相談はもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
  - ・家庭訪問を行い、話し合いの機会を早急に持つ。その際、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。
  - ・いじめについて学校が把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- 学校での様子や取り組みについて、その都度家庭に連絡する。こまめに行うことがよい。必要に応じて、個別の面接や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

#### (3) いじめた子への対応

- いじめの事実を確認する
  - ・決めつけず、冷静な口調でいじめの行為の事実を聞き出すようにする。
  - ・いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握する。
  - ・複数でのいじめの場合は、複数の教師の力を借りて、一人ずつ間を置かずに指導する。
- いじめを行った行為の責任について気づかせる。
  - ・いじめを受けた子どもの人権を侵害する行為であること。
  - ・いかなる理由があっても、決して許される行為ではないこと。
  - ・自分の行為を正当化し、理由付けをしてはいけないこと
  - ・相手に大きな苦しみを味わわせ、とりかえしのつかないことをしたということ。
  - ・いじめがどのような痛ましい結果を招くか。その子だけでなく家族をも悲しい思いをさせること。自分がされたら、どんな気持ちになるか。安易に謝って終わりにしようとさせない。
  - ・いじめに至った原因を明らかにする。
- いじめの背景や要因の理解に努める
  - ・いじめた理由や動機を聞き、本人の心の内を理解する。他の子に命令されている場合もあることに注意する。
  - ・集団の場合、集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して指導する。
  - ・背後に潜むストレスや不信感などを把握する。
- 継続的な観察と指導を行う。

- ・いじめが解決したとみられる場合でも、教師の気づかないところでいじめが続くこともある。解決したと安心せず、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ・いじめの行為の内容によっては、警察等の協力を得た厳しい対応策をとる。

#### (4) いじめた子の保護者への対応

- 事実を正確に伝え、子ども本人に確認するよう理解を求める。
  - ・保護者は、事実の確認をせず全面的に否定したり、一方的に我が子を責めたりする場合もあるので、責めるのではなく、冷静にいじめの事実を伝える。
  - ・今のままではもっと大変なことになる。今こそ、保護者と教師が子どもと向き合って、よりよい方向へ導いていきたいという気持ちで接する。
- 学校としての指導の具体的内容や方針を説明し理解を求める。
- いじめを受けた子どもと保護者への謝罪等について話し合う。保護者が謝罪の気持ちを表し行動することで、子どもをただすことができることを説明する。
- 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

#### (5) 周囲の子どもへの対応

- いじめの傍観者は、いじている者への暗黙の是認となり、いじめられている者にとってはその圧力を強化する働きをしていることを理解させる。傍観者はいじめに同調し、助長していることを理解させる。
- 自分もやられたらという不安な気持ちを受容しながらも、仲裁者の正義感を認め、学級全体へ広げる。
- 学級活動や道徳を通しての指導を行う。
  - ・いじめられている者の心の苦しさを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの心の弱さに焦点を当てて指導する。
  - ・日記や作文等を通して、学級のいじめを題材として指導する。
  - ・困っているときや寂しいときに、友だちに励まされたり慰められたりした時のうれしさを扱い、互いに支え合おうとする心情を育てる。

#### (6) 教職員の対応

##### **情報収集後、早急にチーム会議を開く（できれば24時間以内）**

- 情報収集後、できるだけ早くチーム会議（いじめ問題対策会議）を開き、対応策を決定する。
  - <メンバー>（原則）
    - 校長、教頭、生徒指導主任、担任、学年主任、養護教諭、（心の相談員）
- 被害者、加害者、周囲からの情報、保護者からの聞き取り、事実の経過を共有する。
  - ・この時、憶測、推測を入れない。
- 共有した情報をもとに、指導・援助方針と指導体制を立ち上げる。
  - ・誰が、誰に、いつまでに、何をするのか、すぐに行うこと、中・長期的取り組みを明らかにする。
  - ・被害者の安全、心の安定を最重要視する。
- 保護者に具体的な対応策を示す。以後、こまめな情報提供と協力を願うこと等に配慮する。